

農事組合法人を運営される皆さまへ

農事組合法人においては、その設立の目的より、行うことのできる事業が限られています。
農協法と照らし合わせ、法人の適正な運営が行われているかどうか、ご確認をお願いします。

1 県への報告、届出等はしていますか？

- (1) **報告等** が必要：事業報告書（総会開催後2週間以内）など
※ **出資農事組合法人** の場合、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案などの記載が必要
非出資農事組合法人 の場合、事業報告書、財産目録などの記載が必要
総会の終了報告（総会議事録謄本、議案）で代替できるものは代替可能
- (2) **届出** が必要：定款の変更（変更後2週間以内）、代表理事の選任・退任（2週間以内）
※ その他、法人成立もしくは組織変更、合併、解散した場合 など

2 農協法上認められた事業を実施していますか？

できる 事業：農業に係る 共同利用施設の設置 または 農作業の共同化 に関する事業、
農業の経営（併せ行う林業の経営）、これらの事業に 附帯する事業

※ 農業を営みつつ 事業の多角化 を図りたい、または、農協法に定められた事業以外 にも取組みたい場合などは、
組織変更（出資農事組合法人は株式会社へ、非出資農事組合法人は一般社団法人へ変更可能）が必要です

★ 事業活動を休止している場合は注意してください ★

- ★ 活動を休止している 組合が悪用 され、経済事件等に巻き込まれた事例 があります
- ★ 本来事業を 再開する見込みがない、または 組合員の人数が3人未満で増える見込みがない 場合には、解散・清算 をしましょう

お問い合わせ先

ご不明な点、ご相談などありましたら、
最寄りの広域振興局農政（林）部
又は農林振興センターまで
お問い合わせ下さい。

